

介護保険 平成30年8月診療分から「利用者負担額」と「70歳以上の高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額」が変更

図高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

介護保険利用者負担

2割負担の内、所得が多い人の負担割合が3割に変更になります。

平成30年7月診療分まで（変更前）

本人の合計所得金額 220万円以上	同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上346万円以上	2割負担
----------------------	----------------------------------------------------	------



平成30年8月診療分以降（変更後）

本人の合計所得金額 220万円以上	同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上463万円以上	3割負担
	同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円以上340万円未満、2人以上346万円以上463万円未満	2割負担

高額医療・高額介護合算制度

平成30年7月算定分まで（変更前）
利用者負担限度額（年額：前年8月～7月）

所得区分（課税所得）	70歳以上または後期高齢者医療費制度で医療を受けている人がいる世帯
現役並み所得者	67万円



平成30年8月算定分以降（変更後）
利用者負担限度額（年額：8月～翌年7月）

所得区分（課税所得）	70歳以上または後期高齢者医療費制度で医療を受けている人がいる世帯
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円

※詳しくは、お問い合わせください

国保 「限度額適用および食事標準負担額減額認定証」と「高齢受給者証」の更新

図〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、または各支所・出張所担当課

外来・入院時の限度額適用および食事標準負担額減額認定証の更新手続き

現在、使用中の認定証の有効期限は、7月31日(火)です。認定証の更新には申請が必要です。

対象 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 国民健康保険限度額適用認定証（薄緑色の証）
- 国民健康保険標準負担額減額認定証（黄土色の証）
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色の証）

申請方法 8月1日(水)以降に保険年金課
または各支所・出張所担当課で申請する

持ってくるもの 印鑑、国民健康保険証



国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、使用中の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(火)です。

新しい高齢受給者証は、前年の所得により窓口負担割合（1割～3割）の再判定を行い7月下旬に送付します。

対象 70歳以上の津山市国保被保険者

※窓口負担割合は、本人の所得や同じ世帯にいる国保加入者の所得によって決まります。詳しくは、お送りする通知書をご覧ください

※有効期限を過ぎた受給者証や認定証は、細かく破り捨てるなど個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻してください（郵送可）

保険料 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中に発送します

〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、または各支所・出張所担当課

平成29年中の所得に基づき、下記の計算方法によって平成30年度の後期高齢者医療保険料額が決定されます。決定通知書に記載されている方法で保険料を納めてください。

■保険料の計算方法（県内市町村均一）

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 46,600円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額など} - 33万円) \times 9.17\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの保険料（年額）} \\ \text{※最高限度額62万円} \end{matrix}$$

■保険料の納め方

普通徴収 市内の各金融機関、郵便局（中国5県に限る）、全国のコンビニエンスストア、または口座振替で納めてください

特別徴収 偶数月に支給される年金から天引きされます

■保険料の軽減措置

平成30年度から軽減率が変わります。
被扶養者軽減 後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、保険料の均等割額が5割軽減（変更前：7割軽減）され、所得割額は掛かりません

所得割額軽減の廃止 保険料を決定するもとなる所得金額が58万円以下の人への所得割額の2割軽減は廃止となります

被保険者証の更新

現在、使用中の被保険者証（緑色）の有効期限は、7月31日(火)です。

新しい被保険者証（紫色）は、前年の所得により窓口負担割合（1割または3割）の再判定を行い、7月下旬に郵送します。8月以降、病院で受診する時は、新しい被保険者証を使用してください。有効期限を過ぎた被保険者証は、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻してください（郵送可）。

減額認定証の更新

現在、使用中の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）の有効期限は、7月31日(火)です。

新しい減額認定証は7月下旬に郵送します。ただし、前年の所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書を提出していただく必要があります。当てはまる人には、6月中に通知しています。

所得の簡易申告書をまだ提出していない人は、提出してください。

高額医療 平成30年8月診療分から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変わります

図国民健康保険加入者＝保険年金課国民健康保険係（市役所1階9番窓口）☎32-2071
後期高齢者医療保険加入者＝保険年金課高齢者医療係（市役所1階8番窓口）☎32-2073

平成30年8月診療分以降の自己負担限度額（月額）

		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
所得者 現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% (限度額140,100円*1)	
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% (限度額93,000円*1)	
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% (限度額44,400円*1)	
一般		18,000円 (年間144,000円*2)	57,600円 (限度額44,400円*1)
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

*1 過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額

*2 毎年8月～翌年7月が対象期間

※現役並み所得者のⅠかⅡに該当し、「限度額適用認定証」の交付を希望する人は、保険年金課または各支所・出張所に申請してください

